

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 882 号
改正 平成 22 年 11 月 30 日新人委第 639 号
改正 平成 23 年 6 月 20 日新人委第 201 号
改正 平成 25 年 1 月 16 日新人委第 677 号
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 7
改正 令和 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 2
改正 令和 7 年 3 月 28 日新人委第 812 号

新人委第 19 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

住居手当の運用について

住居手当の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

記

条例第 14 条の 4 関係

- 1 第 1 項第 1 号に規定する住宅は職員が居住している住宅であって、当該職員の生活の本拠となっているもの又は特に人事委員会が認めるもの、同項第 2 号の「配偶者が居住するための住宅」は配偶者が居住している住宅であって、配偶者の生活の本拠となっているものに限るものとする。
- 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。
 - (1) 第 1 項第 1 号に掲げる職員には、職員の扶養親族たる者（規則第 2 条第 2 号に規定する扶養親族たる者をいう。以下同じ。）が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

ア 職員の配偶者

イ 職員の1親等の血族又は姻族である者

- (2) (1)に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住している職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条の第1項第1号に掲げる職員たる要件を具備している職員には該当しない。

- 3 この条に規定する家賃については、次に掲げるところによる。

- (1) 次に掲げるものは、家賃には含まれない。

ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

イ 電気、ガス、水道等の料金

ウ 団地内の児童遊園、外燈その他の共同利用施設に係る負担金(共益費)

エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

- (2) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている「家賃の額」として取り扱うものとする。

- (3) 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族たる者と貸主との間の契約に係る家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

- 4 第1項第2号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。

- (1) 第1項第2号に掲げる配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

ア 職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とは共同して借り受け、当該一親等の血族又は姻族である者が居住している住宅

イ 職員又はその扶養親族たる者と職員の扶養親族でない配偶者とは共同して借り受けている住宅

- (2) (1)に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する配偶者がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条の第1項第2号に掲げる職員たる要件を具備している職員には該当しない。

規則第2条関係

- 1 第1号の「人事委員会が定める法人」は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社
- (2) 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員を使用する法人

- (3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人
 - (4) 国家公務員退職手当法施行令第 9 条の 4 各号に掲げる法人（前 2 号に掲げる法人を除く。）
 - (6) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- 2 この条及び 1 の各号に掲げる法人から宿舍を貸与された職員のうち、近傍同種の民間建物の借賃に比較して相当以上の額を負担しているなど当該法人の職員宿舍として貸与されたものではないと任命権者が認める職員については、第 1 号の「人事委員会が認める職員」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。
- 3 第 2 号の「人事委員会がこれらに準ずると認める住宅」は、次に掲げる住宅とする。
- (1) 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約（以下「所有権留保契約」という。）により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転（以下「譲渡担保のための移転」という。）をしている住宅
 - (2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅
 - (3) 職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

規則第 4 条関係

- 1 「満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅」は、当該子が居住している住宅であって、当該子の生活の本拠となっているものに限るものとする。
- 2 この条に規定する職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 36 号。以下「単身赴任手当規則」という。）第 5 条第 3 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、単身赴任手当の支給要件に係る子が職員又はその扶養親族たる者と職員の 1 親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該 1 親等の血族又は姻族である者と同居し、職員がその家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限りこの条に規定する職員に含まれるものとする。
- 3 2 に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する単身赴任手当の支給要件に係る子がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条に規定する職員たる要件を具備している職員には該当しない。

- 4 この条に規定する家賃は、給与条例第 14 条の 4 関係の 3 に定めるところと同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅のうち、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないとならば認められる住宅以外のもの（規則第 3 条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）は、この条の「人事委員会の定める住宅」として取り扱うものとする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が 2 人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第 34 号）第 2 条第 1 項又は新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年新潟市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。
- (1) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の直前の住居であつた住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転居後の住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。(2)において同じ。)
- (2) 単身赴任手当規則第 5 条第 4 号に規定する別居の直後の配偶者等の住居である住宅
- (3) その他(1)及び(2)に相当すると認められる住宅

規則第 5 条関係

- 1 第 1 項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、契約書（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、領収書等当該住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。
- 2 第 1 項の「職員の居住する住宅、家賃の額等」とは、住居届に記入することとされている事項をいう。
- 3 第 3 項の「人事委員会が定める場合」は、規則第 8 条関係の 2 の規定の適用を受ける職員が引き続き俸給表の適用を受けることとなる場合（任命権者を異にして俸給表の適用を受けることとなる場合を除く。）とする。
- 4 住居届は、職員が併任されている場合には、本務とする任命権者に届け出るものとする。

規則第 6 条関係

- 1 住居手当を受けている職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は当該職員に係る住居手当認定簿を当該職員から既に提出された住居届及び証明書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 任命権者は、職員の単身赴任手当の支給要件に係る子に係る住宅が規則第 4 条関係の 5 に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

規則第 7 条関係

家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

規則第 8 条関係

- 1 第 1 項の「条例第 14 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。なお、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者（新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）第 4 条第 1 項に規定する俸給表の適用を受けていた者から引き続き俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動に伴い転居した場合において、当該適用の日又は当該異動の発令日以前に当該転居前の住宅を退去し、当該適用の日又は当該異動の発令日から当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に当該転居後の住宅に入居したときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を居住に係る要件を具備した日として取り扱うものとする。
- 2 第 1 項の「人事委員会が定める場合」は、住居手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が市の休日（新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第 35 号）第 1 条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に引き続き俸給表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、条例第 14 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、条例第 14 条の 4 第 1 項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、第 1 項の「人事院が定める日」は、当該職員が俸給表の適用を受けることとなった日とする。
- 3 第 1 項ただし書（第 2 項において準用する場合を含む。）の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（扶養手当の運用について条例第 14 条及び規則第 3 条関係第 3 項及び第 4 項）の例によるものとする。